○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年八月三日（予備、同月四日及び同月五日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	A	九・一〇～	四一・三〇メートル	七・〇七一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I及びJは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B・C			
	前E・D・F・G・H・I・J	一三一・〇三一～一四五・五一		五・六四一	
	後E・D・F・G・H・I・J	一三一・〇三一～一四五・五一		五・六四一	
	B・C・D・A	九・一〇～	四一・三〇	七・〇七一	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北海道開発局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十六日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・十号共栄通、三・四・十一号春駒通、三・四・二十二号新緑通、三・二・五号白樺通及び三・四・四十一号柏林台通

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年北海道開発局告示第百二十四号の事業地のうち帯広市新町東十丁目、西十二条南九丁目及び西十二条南十丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

道路の種類　路線名　区間

一般国道　11号　高松市屋島西町字百石1909番5から同市木太町字東浜4637番2までの上下線

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　鶴保　庸介

文部科学大臣松野博一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○農林水産大臣臨時代理解職

同　石井　啓一

農林水産大臣山本有二帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上七月二十一日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　高市　早苗

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　高市　早苗

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上七月二十三日）

内閣法制局

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　重元　博道

内閣法制局参事官（第四部）に昇任させる

内閣法制局参事官（第四部）　末岡　隆則

厚生労働省に出向させる（以上七月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アルバニア国大統領イリル・メタ閣下の大統領就任につき、七月二十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年7月26日

四国地方整備局長　平井　秀輝

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成29年7月18日から3か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年7月26日

金沢地方法務局長　朝山　泰秀

記

氏名　森　功

所属する司法書士会　石川県司法書士会

登録番号　石川第158号

事務所の所在地　石川県かほく市内日角五丁目11番地

違反行為　後見人の注意義務違反等

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成29年（家）第7145号

東京都葛飾区白鳥4丁目1番24号

申立人　白鳥ダイヤモンドマンション管理組合法人

本籍長崎県平戸市田平町古梶免98番地、最後の住所東京都葛飾区白鳥4丁目1番25―402号白鳥ダイヤモンドマンション、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成26年8月21日、出生の場所長崎県北松浦郡南田平村、出生年月日昭和11年3月17日、職業不詳

被相続人　亡　川邉　汎二

事務所東京都千代田区丸の内2―5―2三菱ビル964区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子（登録姓中嶌）

東京家庭裁判所